

あなたの権利や財産を守るしくみ

# 成年後見制度

## 目次

1. 成年後見制度とは	2
2. 成年後見制度の種類	2
3. 法定後見制度について	
3-1 法定後見制度の3類型	2
3-2 四親等内の親族図	3
3-3 成年後見人等の具体的な活動内容	3
3-4 法定後見制度手続きの流れ	4
3-5 法定後見申立てに必要な書類と費用	5
4. 任意後見制度について	
4-1 任意後見制度の組立て	6
4-2 任意後見制度の利用に必要な書類と費用	6
4-3 任意後見制度手続きの流れ	7
5. 鶴岡市成年後見センターの役割	8
6. 成年後見制度の説明と関係書類	8
相談窓口	9

# 1. 成年後見制度とは

認知症の方、知的障害のある方、精神障害のある方などが、安心して生活できるよう、本人の権利や財産を守る支援者(成年後見人等)が本人の意思を尊重しながら、法律的に支援する制度です。

## 2. 成年後見制度の種類

成年後見制度には、大きく分けて「法定後見制度」と「任意後見制度」の2種類があります。

### 成年後見制度

- 判断能力が不十分になった方が対象
- 家庭裁判所が後見人等を定める制度

#### 法定後見制度

後見 保佐 補助

- 十分な判断能力を有する方が対象
- 将来に備えて後見人になってほしい人、頼みたい内容を自分で決める制度

#### 任意後見制度

## 3. 法定後見制度について

### 3-1 法定後見制度の3類型

法定後見制度には3つの類型があります。

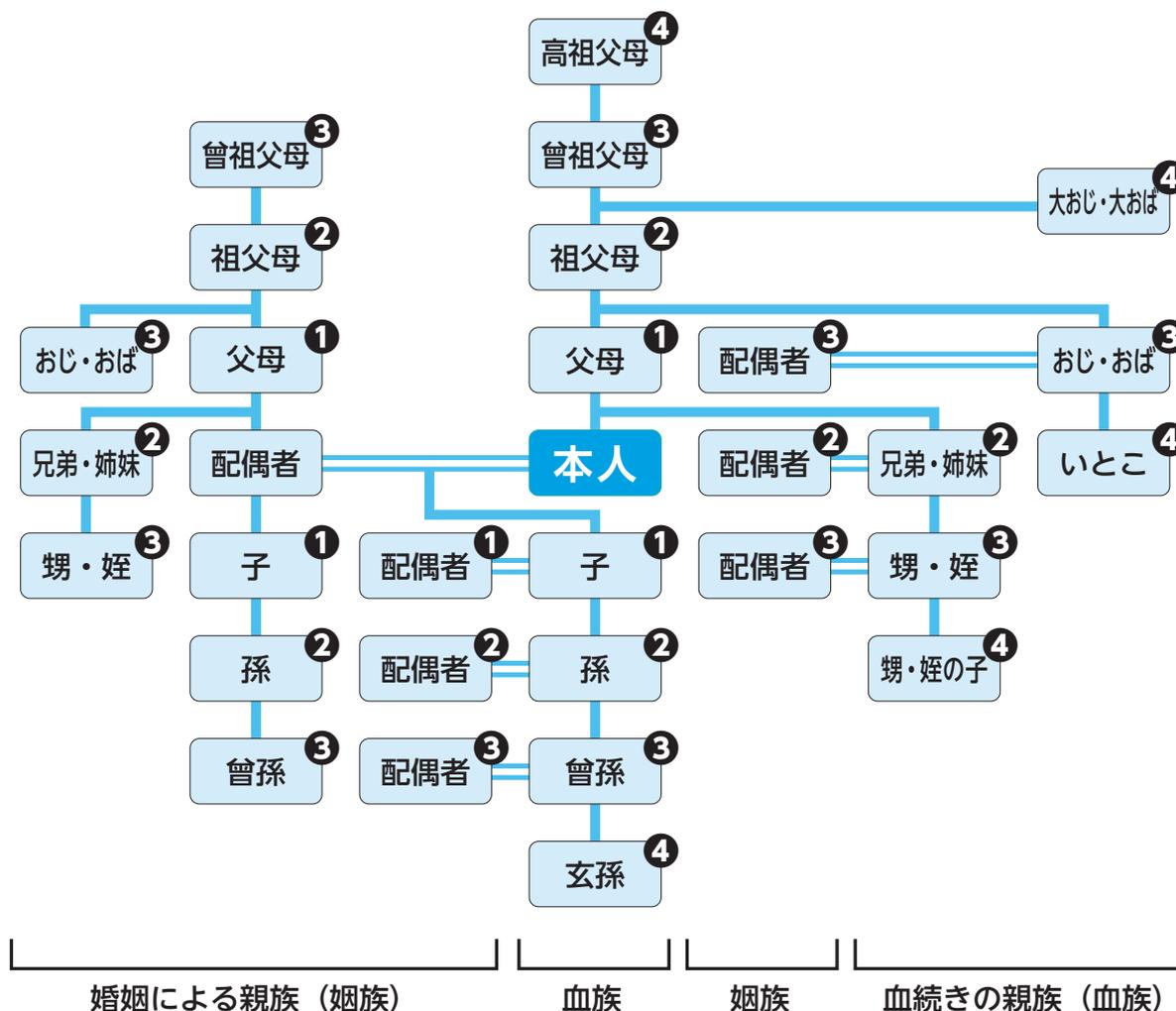
	後見	保佐	補助
対象となる方	重度の認知症や、知的・精神障害のため判断能力が欠けているのが通常の方	中程度の認知症や、知的・精神障害のため判断能力が著しく不十分な方	軽度の認知症や、知的・精神障害のため判断能力が不十分な方 <sup>※1</sup>
申立てができる人	本人・配偶者・四親等内の親族(右図3-2参照)・市区町村長など		
成年後見人等になれる人	家庭裁判所が選任した親族、弁護士、司法書士、社会福祉士などの個人、社会福祉協議会、特定非営利活動法人(NPO法人)などの団体		
成年後見人等の同意が必要な行為	すべての法律行為(日用品の購入など日常生活に関する行為を除く)	民法第13条第1項に定める行為 <sup>※2</sup>	民法第13条第1項に定める行為のうち、申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める行為 <sup>※1※2</sup>
取消しが可能な行為	同上	上記の行為のうち被保佐人が保佐人の同意を得ずにした行為	上記の行為のうち被補助人が補助人の同意を得ずにした行為 <sup>※1</sup>
成年後見人等に与えられる代理権の範囲	財産に関するすべての法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」(不動産や情報通信に係る手続など) <sup>※1</sup>	同左 <sup>※1</sup>

※1 本人以外の申立てにより補助開始の審判や、補助人に同意権・取消権・代理権を与える審判をする場合、本人の同意が必要になります。保佐人に代理権を与える審判をする場合も同様です。

※2 民法第13条第1項では、借金、訴訟行為、相続の承認・放棄、家屋の新築・増築・大修繕などの行為が挙げられています。

### 3-2 四親等内の親族図

成年後見制度の申立てができる四親等内の親族は次のとおりです。



### 3-3 成年後見人等の具体的な活動内容

成年後見人等は、本人の意思を尊重し、本人の身体の状態や生活の様子等に配慮しながら、本人に代わり財産の管理や契約行為を行います。

<b>財産管理</b>	日常的な金銭管理、預貯金に関する取引、必要な手続・費用の支払い	収入の管理（年金、預貯金、生命保険など） 支出の管理（生活費、公共料金、税金、保険料など） 金融機関との取引 不動産など重要な財産の管理・保存・処分など 相続人としての遺産分割手続など
<b>身上保護</b>	住まい、医療、福祉サービス、生活に関すること	借家の契約や家賃の支払いなど 受診の際の病状説明への同席、入院の契約 介護サービスの契約、施設入所の申込み 本人の状況把握、生活の見守りなど
<b>成年後見人等の権限が及ばない・権限が与えられていない行為</b>		<ul style="list-style-type: none"> <li>× 身元引受人・保証人になること</li> <li>× 手術等の医療行為への同意</li> <li>× 掃除、洗濯、身体介護や看護</li> <li>× 資産運用</li> <li>× 葬儀を執り行うこと</li> </ul> など

### 3-4 法定後見制度手続きの流れ

法定後見制度の申立てから審判、利用までの流れは次のとおりです。

#### 相 談

- 本人や親族、相談担当者などから、地域包括支援センターや担当の障害者相談支援機関、鶴岡市成年後見センター等にご相談ください。(P9～10 参照)

#### 申立て準備

- 申立てに必要な書類を取り寄せたり、記入したりします。
- 本人の判断能力を確認するため、医師から診断書を作成してもらいます。
- 成年後見人等の候補者を決めます。
- 必要な代理行為、同意行為について検討します。

#### 申 立 て

- 本人の住んでいる住所地の家庭裁判所に申立て書類を提出します。ただし、施設に入所中の場合は、その場所を住所地と判断する場合があります。

#### 調査・鑑定

- 家庭裁判所調査官が本人と面接し、親族の意向を問い合わせるなど状況を調査する場合があります。また、必要に応じて、本人の判断能力について医師による鑑定を行う場合があります。

#### 審 判

- 家庭裁判所は、後見、保佐、補助開始の審判をすると同時に、本人にどのようなお手伝いが必要かなどの事情に応じて適任と思われる成年後見人等を選任します。複数の成年後見人等が選任されることや、成年後見人等を監督する成年後見監督人が選任されることもあります。

#### 審判確定

- 家庭裁判所が審判内容を東京法務局に登録します。

#### 成年後見人等の活動開始

- 成年後見人等は選任後速やかに、面談を通じて本人の生活状況や収支、財産状況を確認し、今後の支援方針を家庭裁判所に報告し、活動を開始します。成年後見人等は定められた権限の範囲内で財産の管理や生活上の手続きなどの支援を行います。

#### 定期報告と報酬付与

- 成年後見人等は、定期的に家庭裁判所へ後見事務の報告を行い、監督を受けます。あわせて報酬付与の申立てを行います。家庭裁判所は報酬額を決定し、本人の資金から成年後見人等に報酬が付与されます。

#### 成年後見人等の活動終了

- 本人が死亡した場合、本人の能力が回復した場合などにより終了します。財産目録を整理して成年被後見人等の相続人に示し、財産を相続人に引き継ぎます。成年後見終了の登記を行います。

### 3-5 法定後見申立てに必要な書類と費用

法定後見申立てに必要な主な書類と費用は次のとおりです。

申立書	様式に記入します（診断書に記載の本人の状態に応じて作成します）
申立事情説明書	様式に記入します（できるだけ詳しく記入します）
同意行為目録	様式に記入します（できるだけ詳しく記入します）
代理行為目録	様式に記入します
財産目録・収支予定表	様式に記入します（できるだけ詳しく記入します）
財産や収支を裏付ける書類	不動産、預貯金、投資信託、株式等、生命保険、損害保険、負債、収入、支出についての資料
親族関係図・親族の意見書	様式に記入します
後見人等候補者事情説明書	様式に記入します（候補者に依頼します）
本人の健康状態に関する資料	介護保険証、療育手帳、精神保健福祉手帳などの写し
本人情報シート	担当ケアマネージャーなど日頃から本人を支援している福祉関係者に記入を依頼します
診断書・鑑定手続についての照会書	かかりつけ医等に記入を依頼します（費用は医療機関によって異なります）
申立人の戸籍謄本	最寄りの市区町村役場より取り寄せします
本人の戸籍謄本	最寄りの市区町村役場より取り寄せします
本人の住民票	本人の住民登録地の市区町村役場より取り寄せします
後見人候補者の住民票	候補者の住民登録地の市区町村役場より取り寄せします（候補者に依頼します）
本人の「登記されていないことの証明書」	本人が成年後見人等として登記されていないことの証明書です。 請求先：〒102-8226 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎 東京法務局民事行政部後見登録課（収入印紙300円、返信用封筒、郵便切手84円）
同意書	保佐（代理）、補助の申立ての場合、本人の同意書が必要です
手数料等	<ul style="list-style-type: none"> <li>申立手数料（収入印紙800円。補助の申立てで特定の同意行為を希望する場合、保佐・補助の申立てで特定の代理行為を希望する場合は追加の収入印紙800円が必要です。郵便切手4,000円程度）</li> <li>登記嘱託手数料（収入印紙2,600円）</li> </ul>
鑑定書	様式に記入します（家庭裁判所が必要と認めた場合、所定の医療機関に依頼します。費用は個々に異なります。）

※申立て費用は原則申立人の負担となります。

※申立て書類の作成や書類の取り寄せは有料で司法書士や弁護士に依頼することができます。

#### 鶴岡市成年後見制度 利用支援事業

成年後見制度への申立て費用や成年後見人等への報酬の負担が困難な場合は、その費用の全部、または一部の助成制度があります。市の担当課にお問い合わせください。

## 4. 任意後見制度について

本人が判断能力が十分なうちに、後見人になってくれる人（任意後見受任者）と将来判断能力が低下したときに受けたい支援内容を任意後見契約として公正証書で締結します。判断能力が低下したときに、任意後見監督人が選任され、任意後見受任者が任意後見人として、支援を開始します。これを任意後見制度の基本型（将来型）と言います。

### 4-1 任意後見制度の組立て

任意後見制度の類型や当事者になれる人、任意後見契約書に記載する内容は次のとおりです。

類 型（将来型の他に、 2 類型があります）	<b>移行型</b> 任意後見契約とともに財産管理等委任契約を締結し、本人の判断能力に低下がみられない段階でも、本人の身体的状況により、財産管理等委任契約に基づいて受任者が本人の財産管理等を行う。本人の判断能力低下後に、本人、受任者等が任意後見監督人の選任の申立てを行い、任意後見に移行するもの
	<b>即効型</b> 任意後見契約締結後ただちに本人や受任者等が任意後見監督人の選任の申立てを行い、受任者は任意後見の事務を開始するもの
任意後見委任者（本人）	判断能力が十分にある成人
任意後見受任者（任意後見人）になれる人	任意後見契約の受任者で、親族、知人、弁護士、司法書士、社会福祉士などの個人、法人など本人が希望する人
任意後見監督人の選任申立てができる人	本人、四親等内の親族、任意後見受任者
任意後見監督人になれる人	家庭裁判所が選任した弁護士、司法書士、社会福祉士、社会福祉協議会、特定非営利活動法人（NPO 法人）などの団体
任意後見契約書に記載する内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財産管理に関すること。</li> <li>・身上保護に関すること。</li> <li>・任意後見人に支払う報酬に関すること。</li> <li>・その他任意後見委任者・受任者の合意に基づき自由に決められる。</li> </ul>

### 4-2 任意後見制度の利用に必要な書類と費用

任意後見契約、任意後見監督人の選任申立てに必要な書類と費用は次のとおりです。

#### 任意後見契約

任意後見委任者の戸籍謄本	最寄りの市区町村役場より取り寄せします
任意後見受任者の住民票	本人の住民登録地の市区長村役場より取り寄せします
印鑑登録証明書（本人・任意後見受任者）	本人の住民登録地の市区長村役場より取り寄せします
その他（診断書や財産目録等）	事前に公証人に確認します
公正証書作成の基本手数料	11,000 円
登記嘱託手数料（収入印紙）	1,400 円
収入印紙代	2,600 円
その他	正本・謄本作成手数料 1 枚 250 円×枚数、郵送料等

#### 任意後見監督人の選任申立て

申立書、親族関係図、財産目録、診断書、戸籍謄本、任意後見登記事項証明書、任意後見契約公正証書の写し、本人の財産や周囲に関する資料など	収入印紙 800 円、登記嘱託手数料（収入印紙）1,400 円、郵便切手 5,000 円程度
--	--

## 4-3 任意後見制度手続きの流れ

任意後見契約の締結から、利用までの流れは次のとおりです。

### 検 討

- 任意後見人をお願いする人を決めます。任意後見人になる人との話し合いにより、どんなことをお願いしたいか決めます。

### 任意後見契約の 締結

- 本人と任意後見人になる人が公証役場に行き、公正証書による任意後見契約書を作成します。

### 任意後見契約の 登記

- 公証人が任意後見契約の内容を東京法務局に登録します。

### 判断能力の低下

- 加齢や病気等で判断能力が十分でなくなる状態になります。

### 任意後見監督人の 選任申立て

- 任意後見委任者や任意後見受任者、四親等内の親族が家庭裁判所に任意後見監督人選任の申立てを行います。

### 審 判

- 家庭裁判所が任意後見監督人を選任します。

### 審判確定

- 家庭裁判所が審判内容を東京法務局に登録します。

### 任意後見人の 活動開始

- 任意後見人は任意後見契約の内容に基づいて支援を始めます。

### 定期報告と報酬付与

- 任意後見人は、定期的に任意後見監督人へ後見事務の報告を行います。任意後見監督人は、任意後見人が行った事務に関して家庭裁判所に報告を行います。任意後見人には、任意後見契約に基づいた報酬が本人の資金から支払われます。任意後見監督人には、家庭裁判所が報酬額を決定し、本人の資金から報酬が支払われます。

### 任意後見人の 活動終了

- 任意後見契約が解除された場合、本人または任意後見人が死亡した場合、法定後見に移行した場合などにより終了します。

## 5. 鶴岡市成年後見センターの役割

少子高齢化が進み、単身、高齢者のみの世帯も増え、病気や障害のために支援を必要とされている方も一定程度いるなかで、成年後見制度の必要性が高まっています。成年後見制度を必要としている方が、必要なときに、必要な支援を受けられるよう、鶴岡市成年後見センターでは、制度を身近に感じていただく広報活動や、相談体制の充実、連携づくりを行っていきます。

### 成年後見制度に関する相談

成年後見制度の利用を検討している方からの相談に応じ、制度や利用手続きなどの説明を行います。必要に応じ、地域包括支援センターや障害者相談支援機関等（一次相談窓口）に紹介し、連携して支援にあたります。また、一次相談窓口等関係機関からの相談に応じ、成年後見制度利用の必要性の有無、場合によっては成年後見制度以外の制度等の活用により、権利擁護支援体制の調整を図ります。

### 権利擁護支援検討会議（成年後見制度に係る3つの会議）の開催

#### ・受任者調整会議の開催

成年後見制度市長申立て<sup>\*</sup>にかかるケースについて、受任者調整のための会議を開催し、適切な後見人候補者の調整を行います。

※身寄りがない、親族が申立てできない等の理由で申立てをする人がいない場合は、市区町村長が申立てを行うことができます。

#### ・後見人支援チームの形成支援

後見人選任後、後見人、被後見人を支援する関係者等で、課題の整理やそれぞれの役割の確認を行い、円滑な後見活動の開始につなげます。

#### ・支援困難ケース会議の開催

成年後見制度による支援が必要と思われる事例や後見人選任後の支援困難事例等について、司法、福祉の専門的助言を受けられる会議を開催し、よりよい支援に役立てます。

### 研修会の開催

成年後見制度の理解を深めていただくための市民、関係機関向け研修会を開催するほか、出前講座も行います。

## 6. 成年後見制度の説明と関係書類

成年後見制度の説明と申込み等に必要の関係書類（様式）は、下記のホームページが参考になります。

- ・「成年後見はやわかり」 厚生労働省

<https://guardianship.mhlw.go.jp/>

- ・「成年後見制度・成年後見登記制度」 法務省

<https://www.moj.go.jp/MINJI/minji95.html>

- ・「成年後見申立てセット」 山形家庭裁判所

[https://www.courts.go.jp/yamagata/saiban/syosiki/l4/Vcms4\\_0000141.html](https://www.courts.go.jp/yamagata/saiban/syosiki/l4/Vcms4_0000141.html)



## 相談窓口

**地域包括支援センター** 高齢者やそのご家族のための相談支援機関です。

名称	場所	電話番号 (市外局番 0235)	担当地域
健楽園地域包括支援センター	鶴岡市陽光町 9-20	25-0888	第一学区 第四学区
地域包括支援センターなえづ	鶴岡市ほなみ町 3-1	26-9260	第二学区 齋 金 黄
地域包括支援センターつくし	鶴岡市馬場町 1-34	29-1256	第三学区 湯 田 川 田 川
永寿荘地域包括支援センター	鶴岡市宝田二丁目 7-29	29-2900	第五学区 京 田 栄
地域包括支援センターかたりあい	鶴岡市西新斎町 14-26	29-1626	第六学区 大泉・上郷 三瀬・由良 小 堅
鶴岡西地域包括支援センター	鶴岡市馬町字枇杷川原 23 (思恩会福祉ヴィレッジ内)	35-0300	大加湯 山 西 野 茂 浜 郷
地域包括支援センターふじしま	鶴岡市藤の花一丁目 18-1	78-2370	藤 島
地域包括支援センターはぐろ	鶴岡市羽黒町荒川字 前田元 89 (羽黒庁舎 1 階)	64-8281	羽 黒
地域包括支援センターくしびき	鶴岡市三千刈字藤掛 1	57-5003	櫛 引
地域包括支援センターあさひ	鶴岡市下名川字落合 1 (朝日庁舎 2 階)	58-1068	朝 日
地域包括支援センターあつみ	鶴岡市温海戊 577-1 (温海庁舎 2 階)	43-3010	温 海

**障害者相談支援事業所** 障がい者やそのご家族のための相談支援機関です。

名称	場所	電話番号 (市外局番 0235)
鶴岡市障害者相談支援センター	鶴岡市泉町 5-30 にこ♡ふる内	25-2794
相談支援センター あおば	鶴岡市宝町 18-50	35-3740
障がい者相談支援センター ぱすてる	鶴岡市みどり町 22-43-2	25-0080
相談支援事業所 つるおか	鶴岡市栃屋字天保恵 10-1	35-1212
障がい者地域生活支援センター <sup>はばたき</sup> 翔	鶴岡市美咲町 26-1	29-7088
相談支援室 <sup>ひとやなぎ</sup> 一柳	鶴岡市中野京田字杏柳 4-1	35-0701
地域生活支援センター アスピア	鶴岡市宝田三丁目 19-20	22-9001
く～たも相談室	鶴岡市末広町 5-22-201 B-3	28-1877

**鶴岡市** 身寄りがいない等の理由により、制度利用の申立てをできる人がいない場合などの相談に応じます。

名 称	所 在 地	電話番号 (市外局番 0235)
鶴岡市健康福祉部地域包括ケア推進課	鶴岡市馬場町 9-25	29-4180
健康福祉部福祉課障害福祉係	鶴岡市馬場町 9-25	35-1273
藤島庁舎市民福祉課	鶴岡市藤島字笹花 25	64-5806
羽黒庁舎市民福祉課	鶴岡市羽黒町荒川字前田元 89	26-8774
櫛引庁舎市民福祉課	鶴岡市上山添字文栄 100	57-2116
朝日庁舎市民福祉課	鶴岡市下名川字落合 1	53-2115
温海庁舎市民福祉課	鶴岡市温海戊 577-1	43-4613

**鶴岡市社会福祉協議会各福祉センター** 地域の身近な相談窓口として全般的な相談に応じます。

名 称	所 在 地	電話番号 (市外局番 0235)
鶴岡福祉センター	鶴岡市泉町 5-30 (鶴岡市総合保健福祉センターにこ♡ふる) 2階	24-0053
藤島福祉センター	鶴岡市藤島字笹花 25 (藤島庁舎内)	64-3100
羽黒福祉センター	鶴岡市羽黒町荒川字前田元 89 (羽黒庁舎内)	62-4534
櫛引福祉センター	鶴岡市三千刈字藤掛 1 (櫛引老人福祉センター内)	57-5300
朝日福祉センター	鶴岡市下名川字落合 1 (朝日庁舎内)	53-2795
温海福祉センター	鶴岡市温海戊 577-1 (温海庁舎内)	43-2114

**家庭裁判所** 成年後見制度を利用するための申立ては家庭裁判所に行います。

名 称	所 在 地	電話番号 (市外局番 0235)
山形家庭裁判所鶴岡支部	鶴岡市馬場町 5-23	23-6677 (直通)

**専門機関** 法律・福祉についての専門の相談窓口です。

名 称	所 在 地	電話番号
弁護士 山形県弁護士会	山形市七日町二丁目 7-10 NANA BEANS 8階	023-622-2234
司法書士 公益社団法人成年後見センター・ リーガルサポート山形支部	山形市小白川町一丁目 16-26	023-623-3322
社会福祉士 一般社団法人 山形県社会福祉士会	山形市小白川町二丁目 3-31	023-615-6565
鶴岡公証役場 (要電話予約)	鶴岡市新海町 17-68	0235-22-9996

発 行 **鶴岡市成年後見センター** (鶴岡市成年後見制度中核機関)

〒997-0033 鶴岡市泉町 5-30

鶴岡市総合保健福祉センター (にこ♡ふる) 2階 鶴岡市社会福祉協議会 (生活支援課)

開 設 日: 月～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

電話番号: 0235-24-0053 FAX 番号: 0235-23-9110

鶴岡市成年後見センターは鶴岡市の委託を受け、鶴岡市社会福祉協議会が運営しています。